

【記載例】（国外転出）

（平成 27 年分の様式を使用して、納税管理人の届出をしないで、準確定申告をする場合）

平成28年3月10日に国外転出をすることとなった方が、納税管理人の届出をしないで、国外転出の時までに準確定申告をする場合（※ 国外転出の時までに対象資産の譲渡等はありません。）

1	国外転出の時（平成28年3月10日）に所有等している対象資産			
(1)	上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】			
	・「国外転出の予定日から起算して3か月前の日の価額」	150,000,000円		
	・「取得費」	90,000,000円		
(2)	公社債（銘柄等：第〇回 C電気）【上場株式等に該当】			
	・「国外転出の予定日から起算して3か月前の日の価額」	10,000,000円		
	・「取得費」	8,000,000円		
(3)	未公開株式（銘柄等：B興産）【一般株式等に該当】			
	・「国外転出の予定日から起算して3か月前の日の価額」	30,000,000円		
	・「取得費」	20,000,000円		
(4)	未決済デリバティブ取引（銘柄等：為替証拠金）			
	・「国外転出の予定日から起算して3か月前の日の利益の額」	5,000,000円		
2	給与収入			
	・「給与収入」	17,300,000円		
			・「所得金額」	15,000,000円

≪記載手順≫

国外
転出
の時
まで
に
提出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（2～3ページ参照）



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（4ページ参照）



「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。（5ページ参照）



「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」を作成します。（6ページ参照）

※ 申告書B第一表及び第二表の記載方法は、平成28年分の手引きが公開されるまでは「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

※1 この記載例は、平成28年3月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

※2 この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 28 年分】

番号

〔平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

住所	〇市×町△△1-2-3		フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の日 平成__年__月__日	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日) 平成28年3月10日 (平成27年12月10日)	・平成18年3月10日 ～平成28年3月9日
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の 場合(所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 贈与の日 平成__年__月__日	<input type="checkbox"/> 相続開始の日 平成__年__月__日	・平成__年__月__日 ～平成__年__月__日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
株式課税	事業所得(営業等)	円	円	円
	雑所得(その他)			
	短期			
	長期	一般株式等 30,000,000	20,000,000	10,000,000
分離課税	株式等の譲渡(未公開分)	上場株式等 160,000,000	98,000,000	62,000,000
	先物取引	5,000,000	-	5,000,000

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円
	雑所得(その他)			
	短期			
	長期			
分離課税	株式等の譲渡(未公開分)			
	先物取引			

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	氏名 国税 一郎		
					取得費	取得等年月日	所得区分
株式 (上場株式等)	A不動産	2,000株	甲証券 本店	150,000,000 円	90,000,000 円	22・1・12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(株式・先物)
公社債 (上場株式等)	第〇回 C電気	10,000,000円	乙銀行 南口支店	10,000,000	8,000,000	22・1・12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(株式・先物)
株式 (一般株式等)	B興産	1,000株	×市〇〇町◇◇ 1-2-3	30,000,000	20,000,000	13・7・10	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(株式・先物)
未決済 デリバティブ 取引	為替証拠金	100枚	丙証券 西口支店	5,000,000	—	27・1・9	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(株式・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(株式・先物)

計	195,000,000 ^㉔
---	--------------------------

(注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の㉔」+「6の㉔」+「7の㉔」)	195,000,000 ^㉔	※ ㉔ ≥ 1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60条の2)」の適用があります。
--	--------------------------	--

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

種類	銘柄等	数量	所在	氏名		
				価額等	取得費	取得等年月日
				円	円	・ ・

計	㉔
---	---

平成 27 年分においては、公社債、公社債投資信託等の譲渡による所得（一定のものを除きます。）は非課税とされていたため、「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」に公社債、公社債投資信託等を記載していました。

しかし、平成 28 年分以後においては、「一般株式等に係る譲渡所得等」又は「上場株式等に係る譲渡所得等」として課税されますので、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」に、公社債、公社債投資信託等を記載することになります。

【平成 28 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3		フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等 未公開分	上場株式等 主場分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①	30,000,000 円	160,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表④へ 30,000,000	申告書第三表⑤へ 160,000,000
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費（取得価額） ④	20,000,000	98,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦	20,000,000	98,000,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けて書いてください。)		⑧	
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		10,000,000	62,000,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		⑩	
所得金額 (⑨-⑩) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)		申告書第三表⑥へ 10,000,000	黒字の場合は申告書第三表⑥へ 62,000,000
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額 (※3)		申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫)		申告書第三表⑦へ 10,000,000	申告書第三表⑦へ 62,000,000

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

この【記載例】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありませんので、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・株式等の譲渡」の収入金額等を「一般株式等」又は「上場株式等」に区分して記載することになります。

(注) 平成28年分以後は、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に区分して、別々の分離課税制度として計算することとされました。したがって、原則として、これら相互の通算はできません。

「上場分」の①欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用

(平成 28 年分)

氏名 国税 一郎

		④	⑤	⑥	合計 (④から⑥までの計)	
取引の内容	種類	為替証拠金 米ドル/円				
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	100 枚	枚	枚		
	決済の方法					
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	5,000,000 円	円	円	5,000,000 円	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計 (①+③)又は(②+③) ④	5,000,000			5,000,000	
必要経費等	手数料等 ⑤					
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計 (⑦から⑨までの計) ⑩					
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪						
所得金額 (④-⑪) ⑫	5,000,000			5,000,000		

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の④(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑥(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの⑥)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑥(申告書第四表(損失申告用)は「1. 損失額又は所得金額」欄のFの⑥)に「0」と書いてください。

この【記載例】では、国外転出の時までに先物取引の差金等決済がありませんので、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・先物取引」の収入金額等を記載することになります。

